

京都市上下水道局が発注する公共工事に要する経費の前金払に関する取扱要領

全改 平成 11 年 6 月 30 日
改正 平成 15 年 4 月 22 日、改正 平成 15 年 9 月 25 日、
改正 平成 16 年 4 月 1 日、改正 平成 22 年 3 月 15 日、
改正 平成 22 年 6 月 24 日、改正 平成 26 年 8 月 29 日、
改正 平成 28 年 5 月 31 日、改正 平成 31 年 4 月 26 日、
改正 令和 2 年 3 月 18 日、改正 令和 5 年 3 月 31 日、
改正 令和 8 年 3 月 2 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、京都市上下水道局会計規程第 18 条の規定に基づき、同条第 5 号に規定する公共工事に要する経費について前金払をする場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の範囲)

第 2 条 公共工事に要する経費の前金払は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内であることができるものとする。

- (1) 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、調査及び測量を除く。）で、設計金額が 300 万円以上のもの 請負代金の 4 割（地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定による低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約を締結した場合にあっては 2 割）
- (2) 前号に掲げる区分に該当するもののうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの 同号の範囲内で既にした前払金に追加してする前払金（以下「中間前払金」という。）として、請負代金の 2 割
 - ア 工期の 2 分の 1 を経過していること。
 - イ 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
 - エ 低入札価格調査を経て契約を締結していないこと。
- (3) 土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量で、設計金額が 300 万円以上のもの 請負代金の 3 割

(債務負担行為における前金払の取扱い)

第 3 条 前金払をしようとする契約が債務負担行為である工事契約で工期が 2 以上の会計年度に及ぶもの（以下「年割工事」という。）であるときは、前条第 1 項第 2 号中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の 2 分の 1 を経過」

とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金」とあるのは、「当該会計年度における出来高予定額」と読み替えて、適用するものとする。

(前金払の明示)

第4条 前金払をしようとする場合においては、入札又は見積り合せまでに、契約条件としてその旨を明示するものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第5条 中間前払金を請求した後は、部分払を請求できないものとし、部分払を請求した後は、中間前払金を請求できないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、債務負担行為及び継続費に係る2年度以上にわたる契約については、受注者が中間前払金を請求した後であっても、当該工事における各会計年度の出来高予定額（最終の会計年度に係るものを除く。）に係る当該会計年度末（当該会計年度末における出来高が当該会計年度の出来高予定額に達しないときは、当該会計年度末又は当該出来高予定額に達した時点。）の出来高に対する部分払（以下「年度末部分払」という。）を行うことができるものとし、当該中間前払金を請求した会計年度の翌会計年度以降においては部分払を請求することができる。ただし、年度末部分払以外の場合は、同一年度内において中間前払金を請求した後に部分払の請求を行うことはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、債務負担行為及び継続費に係る2年度以上にわたる契約については、受注者が部分払を請求した後であっても、当該部分払を請求した会計年度の翌会計年度以降においては、中間前払金を請求することができる。ただし、同一年度内において部分払を請求した後に中間前払金の請求を行うことはできない。

4 前2項の規定は、繰越に係る翌年度にわたる契約について準用する。

(保証事業会社による保証等)

第6条 前払金は、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と保証契約を締結して、保証事業会社の保証証書を京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に寄託した後に支払うものとする。

ただし、受注者は、保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、管理者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前払金の支払いを受けようとする者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

2 寄託を受けた保証証書は、工事担当課及びこれに準じる課において保管するものとする。

3 前払金は、受注者が保証事業会社の保証証書に記載した前払金預託金融機関に振り込むものとする。

4 工事担当課の課長は、年割工事について契約をした会計年度後の会計年度に係る前払金の請求があった場合（部分払の請求が同時に行われた場合を除く。）は、当該工事の出

来高の状況を上下水道局総務部契約会計課長（以下「契約会計課長」という。）に報告するものとする。

- 5 工事担当課の課長は、当該工事に関して保証事業会社の保証金支払義務に影響を及ぼすような事実が生じたことを知ったときには、遅滞なくその旨を契約会計課長に報告するものとする。

（中間前金払の申請等）

第7条 中間前払金の支払を受けようとする受注者は、中間前金払の認定請求書（第1号様式）に、工事履行報告書（第2号様式）を添えて管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の認定請求書が提出されたときは、第2条第1項第2号の要件を満たしているか否かを速やかに調査し、その結果が妥当と認められる場合は、認定調書（第3号様式）により、受注者へ通知するものとする。

- 3 前項の認定を受けた受注者が中間前払金の支払を受けようとするときは、前払金の請求書に認定調書の写し及び保証事業会社の保証証書を添えて管理者に提出しなければならない。

なお、当該保証証書を電磁的方法により提出しようとする場合は、前条第1項ただし書きの規定を準用する。

（補則）

第8条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成11年7月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この要領の規定は、施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

（関係要領の廃止）

- 3 公共工事に要する経費の前払金の取扱要領は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、決定の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の京都市水道局及び下水道局が発注する公共工事の前金払に関する取扱要領の規定は、施行の日以後に行われる公告その他申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市上下水道局が発注する公共工事に要する経費の前金払に関する取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる入札その他の契約の申込みに係る契約について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年3月15日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市上下水道局が発注する公共工事に要する経費の前金払に関する取扱要領の規定は、この要領の実施の日以後に行われる入札その他の契約の申込みに係る契約について適用する。

附 則 (平成22年6月24日決定)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領による改正後の京都市上下水道局が発注する公共工事に要する経費の前金払に関する取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (平成26年8月29日決定)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年9月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (平成26年5月31日決定)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (平成31年4月26日決定)

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

(経過措置)

3 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (令和2年3月18日決定)

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (令和5年3月31日決定)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月2日決定)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

認定請求書

年 月 日

（宛先）京都市公営企業管理者
上下水道局長様

所在地
受注者 商号又は名称
代表者職氏名

下記の工事について中間前金払の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

工事名	
工事場所	
工期	年 月 日 から 年 月 日 まで
契約金額	
摘要	

※ 添付書類 工事履行報告書

第2号様式（第7条関係）

工事履行報告書

工事名			
工期	年 月 日 から		年 月 日
日付	年 月 日（ 月分）		
月別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備考
年 月	()	差 ()	
	()	差 ()	
	()	差 ()	
	()	差 ()	
	()	差 ()	
	()	差 ()	
	()	差 ()	
	()	差 ()	
	()	差 ()	
	()	差 ()	
	()	差 ()	
	()	差 ()	
(記載欄)			

現場代理人	主任（監理）技術者

注1）報告は月報を標準とする。

注2）予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。

注3）実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

第3号様式（第7条関係）

認 定 調 書

第 号
年 月 日

様

京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長 印

下記の工事についてその進ちよくを調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名	
工事場所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
契約金額	
摘 要	